

中山間地域ふるさと活性化事業について

1

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は中山間地域における農地や土地改良施設の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることが目的

(2) 基金

事業に要する経費の財源に充てるため、県では平成5年度から「青森県中山間地域ふるさと活性化基金」を造成し、その運用益等を活用して事業を実施

- 中山間ふるさと水と土保全対策事業（通称：ふる水基金）
- 中山間ふるさと水と土保全推進事業（通称：棚田基金）

2

2 ふる水基金の概要

(2) 事業内容

③ 推進事業

- ・ 指導員等が行う土地改良施設又は農地の保全に関する現地診断及び地域住民活動の活性化に関する推進指導
- ・ 地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及

(例) 集落活動支援

啓発普及活動支援

地域活性化活動支援

5

3 支援の内容

(1) 集落活動支援

- ・ 農地や土地改良施設の機能維持や活用、それらの多面的機能の発揮に関する集落活動への支援
- ・ 農道や水路沿いの植栽活動への花苗・肥料の提供
- ・ 水田等で開催する生きもの観察会への調査用具、バス借上げなどの提供



植栽活動



生きもの観察会

6

3 支援の内容

(2) 啓発普及活動支援

- ・ 農地等の持つ多面的機能や保全活動の重要性を広く一般の方に啓発するための活動への支援
- ・ 施設見学会にかかるバス借上げ、水質調査キットなどの資材の提供



普及啓発イベント



施設見学会

7

3 支援の内容

(3) 地域活性化活動支援

- ・ 地域住民と農家等が協力して行う地域の農業用施設の補修等の活動への支援
- ・ 地域住民と農家等が協力して行うため池等の転落防止柵や注意喚起看板の資材などの提供



水路の補修



ビオトープ池への
転落防止柵の設置

8

4 活動の注意点

- 農地や土地改良施設を**保全及び利活用する活動**であり、**継続的**に地域共同活動が行われていくもの
- 活動期間は**1～3年**とし、年度ごとに活動目的に沿った**目標値の設定**が必要（ただし、**新たな又は発展的な活動**を行う場合は、その後も**継続可能**）
- 地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う**指導員（または指導員予定者）のもとに活動**が行われること
- 県民局が活動団体（指導員）に対し、**物資の現物支給**やバス、会場等の手配を行うものであり、推進事業の年度支援額は**50万円が上限**

9

5 実施の流れ

○活動計画書の作成（実施予定の前年度の10月まで）

- ↓ 実施したい活動と支援を受けたい内容を県民局に相談の上、活動計画書を作成・提出

○打合せ・活動実施（4月～12月）

- ↓ 活動時期や必要な物資等を県民局と打ち合わせ、物資等の提供を受け、活動を実施

○活動実績報告書の作成（2月まで）

- ↓ 活動状況を整理し、活動終了後、県民局に活動実績報告書を作成・提出

10

6 ふる水基金の活用例

ふる水基金は、中山間地域における取組に幅広く使える施策であり、**中山間地域等直接支払制度の推進に資する活動にも有効活用が可能**

<活用例>

- 新たに中山間直払を実施しようとする際の活動組織の体制づくり（地域の話し合いの開催、先進地視察等の実施など）
- 集落協定の広域化の検討（ワークショップの開催、優良地区の現地視察など）